

図書館が拓く未来の学びと地域社会
(報告書)

令和8年3月

図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議

目次

はじめに	1
1. 地域の「ハブ」、学校の「中心」を担う図書館を目指して	2
(1) 図書館・学校図書館を巡る現状と課題	2
1) 図書館	2
2) 学校図書館	3
3) 地域の読書環境	4
(2) 今後求められる機能と役割	5
1) 図書館～「読む」×「集う」×「学ぶ」＝「新たな地域共創」へ～	5
2) 学校図書館～学びの深化を担い、一人一人の「好き」を育み「得意」を伸ばす居心地の良い学校の「中心」へ～	6
2. 全ての人に開かれた図書館サービスの構築に向けた方策	9
(1) ユニバーサルアクセスの実現に向けて	9
1) ICT・デジタル化への対応	9
2) 読書バリアフリーの推進	10
3) ユニバーサルアクセスの実現に向けた方策	12
(2) 対話と活動による地域の連携・協働の一層の推進	13
1) 地域におけるニーズの把握と課題解決の重要性	13
2) 都道府県立図書館と市町村立図書館・学校図書館との連携推進	14
3) 他機関等との連携によるサービスの拡充と学びの多様化	15
4) 文字・活字文化を共に支えるために～地域の書店との連携～	15
5) 地域における読書推進人材との連携・協働	16
(3) 図書館・学校図書館を支える人材の充実	17
1) 司書等の人材配置、養成・研修等の見直し	17
2) 今後の図書館・学校図書館を見据えた人材基盤の強化	20
3. 図書館・学校図書館に係る制度・基準の見直し	21
(1) 国において今後求められる対応	21
(2) 地方公共団体において今後求められる対応	21
おわりに	23
事例集	25
参考資料	35

はじめに

図書館¹は、人々の生涯学習の場として、教育と文化の発展のために幅広い活動を通じ、社会の発展に大きく寄与してきた。また、学校図書館²は、児童生徒や教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与し、児童生徒の教養を育成する役割を果たしてきた。社会や学校の課題が複雑化・困難化する中、図書館・学校図書館共に、今後より一層積極的にその役割を果たすことが求められている。特に、近年の ICT の急激な発展や、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（令和元年法律第 49 号。以下「読書バリアフリー法」という。）の施行に伴い、両図書館に求められる対応は多様化している。

現在、学校では、個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実とともに、探究的な学びの推進が求められている。こうした学びの実現を目指して、GIGA スクール構想に基づき、児童生徒 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークの一体的な整備が進み、各学校での利活用が図られている。学校図書館が学びの核として教科等で活用されるために、読書センター機能のみならず学習センター機能と情報センター機能の更なる充実を図る必要がある。

読書活動の推進については、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）に基づき、令和 5 年 3 月に第五次基本計画が策定された。この計画では、「不読率の低減」、「多様な子どもたちの読書機会の確保」、「デジタル社会に対応した読書環境の整備」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」という基本的方針に沿った取組を、図書館・学校図書館において着実に実施することが期待されている。さらに、地域に根ざした読書環境を醸成するため、両図書館が地域の書店、出版社、民間団体等との連携に努めることも求められている³。

本有識者会議では、このような両図書館を取り巻く「環境の変化」を踏まえつつ、今後あらゆる人々に開かれたサービスを提供できるよう、新たな利用者、住民、児童生徒からのニーズへの対応、デジタル社会への対応、多様な人々や子供の学びを支える読書環境の整備・充実、地域の書店も含めた関係機関等との連携、読書推進人材の活躍機会の拡大、人材の育成等について検討を進めてきた。

本報告書は、その結果をとりまとめたものである。本報告書により図書館・学校図書館が充実し、多くの人々に利用され、個人のウェルビーイングの向上へとつながり、民主的で持続可能な社会が実現されることを期待するものである。

¹ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条にいう「図書館」を指す。

² 学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）第 2 条にいう「学校図書館」を指す。

³ 「書店活性化プラン」（令和 7 年 6 月 10 日公表、経済産業省、中小企業庁、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、公正取引委員会、文部科学省、文化庁、国土交通省）

1. 地域の「ハブ」、学校の「中心」を担う図書館を目指して

(1) 図書館・学校図書館を巡る現状と課題

1) 図書館

図書館は、司書・司書補（以下「司書」という。）による選書を通じて信頼できる情報を提供するとともに、日本国憲法が保障する「表現の自由」に裏付けられた「知る権利」に配慮し、図書・雑誌・新聞等の様々な資料を収集・保存してきた。さらに、こうした資料を多様なサービスを通じて全ての人々に提供する活動を行うことにより、あらゆる人々を受け入れてきた。この実践の積み重ねによって、図書館は、「地域の知の拠点」となるに至っている。

近年、多くの社会教育施設が減少傾向にある中で、図書館の設置は増加傾向を維持し、その数は令和6年度時点で3,400施設⁴である。図書館の設置率は市（特別区を含む。以下同じ。）では100%に近いものの、町・村では低い傾向にあり⁵、身近に図書館サービスを受けられない地域が未だ多い。

図書館の利用状況について見てみると、令和5年度間の1施設当たりの利用者数は49,376人⁶であり、社会教育施設の中では博物館に次いで多いものの、コロナ禍以前の水準には戻っていない。令和5年度間の国民一人当たりの貸出冊数は4.8冊⁷で、前回調査（令和2年度間）と比較すると増加しているものの、コロナ禍以前の水準には達していない。令和5年度間の学級・講座及び諸集会の実施数は140,837回⁸と、長期的に増加傾向にあり、電子書籍サービス実施図書館数も、令和8年1月現在、611自治体と増加傾向にある⁹。コロナ禍以降の図書館利用の減少については、十分な検討が求められる。

また、SNSやスマートフォンの普及、生成AIの活用の進展により、偽・誤情報へ触れる機会も増えており、全ての人々はこれまで以上に注意深く情報を収集する必要がある。偽・誤情報の拡散の問題に対しては、情報を受信するユーザー側のメディア情報リテラシー¹⁰の向上を図ることが喫緊の課題となっており、図

⁴ 文部科学省「令和6年度社会教育統計中間報告」。公立の図書館同種施設を含む。

⁵ 文部科学省「令和3年度社会教育統計」によると、市区立は99.1%に対し、町立は64.9%、村立は29.0%であった。

⁶ 文部科学省「令和6年度社会教育統計中間報告」。

⁷ 文部科学省「令和6年度社会教育統計中間報告」。

⁸ 文部科学省「令和6年度社会教育統計中間報告」。

⁹ 電子出版制作・流通協議会電子図書館・コンテンツ教育利用部会「電子図書館（電子書籍サービス）導入図書館」（令和8年1月1日集計）。

https://aebs.or.jp/Activity/Electronic_library_introduction_record.html

¹⁰ UNESCO「Media and Information Literacy: Policy and Strategy Guidelines」（2013）によると、情報リテラシーとメディアリテラシーを統合した概念であり、ニュースリテラシーやデジタルリテラシーといった他の様々な関連するリテラシーの概念を包含する。

書館においても「地域の知の拠点」として、今後、課題解決に向けたメディア情報リテラシー向上に資する支援体制の整備が求められている。

図書館職員について見てみると、令和6年度の専任の図書館職員数は10,202人であり、約20年前の平成17年度の15,282人と比べて大幅に減少している一方、非常勤職員は、指定管理者の雇用者を含めて32,787人となっており、平成17年度の13,527人から大きく増加している¹¹。近年、非常勤職員の雇用問題が図書館機能の維持に影響を及ぼしており、人材育成支援を含めた対応が求められている。

図書館の資料費について見てみると、令和6年度の予算額は286億4,929万円である¹²。平成に入って以降、多少の減少は見られるものの、全体としては大幅に減少しているようには見えない。しかし、図書館数の増加を考慮して1館当たりの予算額を算出すると、平成17年度と比べて82.9%に低下している。また、年間受入図書冊数も、平成17年度の7,086冊から令和6年度には3,942冊へと大幅に減少している。資料費の予算減少は、蔵書を構築する上で大きな障害となっている。

また、図書館は調査研究に資する目的もあることを踏まえれば、多様な疑問や課題への解決を支援するレファレンスサービス、郷土資料や地方行政資料、新聞等の整理保存、十分な閲覧スペースの確保は今後も引き続き重要である。

これらに加えて、公共施設としての図書館の存在意義を考えれば、利用者の多様なニーズに応え、地域住民をはじめとする様々な人々が立ち寄りやすく、居心地良く滞在できる機能を有していることも重要である。このため、多様な閲覧スペースや子供・若者が自習できる学習スペースなどの整備、図書館全体の温かい雰囲気づくり、これまで来館がなかった住民の図書館利用を促すための各種イベントやサービスの充実などが期待される。また、私立図書館においても、その設置の目的に基づき、広く公益に資するような運営を行うことが望まれる。

2) 学校図書館

学校図書館法によって必置とされる学校図書館が、「読書センター」としてだけでなく、「学習センター」、「情報センター」として利活用されるためには、各教科や自発的な学び等の多様なテーマに対応したバランスの良い資料構成と十分な蔵書冊数が必要である。

令和元年度末時点で「学校図書館図書標準」(平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長通知)を達成した公立小中学校等の割合は、小学校で71.2%、中学校で61.1%、特別支援学校の小学部で15.5%、中学部で3.6%という調査

¹¹ 文部科学省「令和6年度社会教育統計中間報告」。

¹² 日本図書館協会『日本の図書館 統計と名簿 2024』。

結果であった¹³。この割合は、上昇傾向にあるものの、策定から30年以上が経過してなお全校の標準達成が遠い状況にあり、図書の整備には未だ課題が残っている¹⁴。

司書教諭の発令状況は、令和2年5月1日時点で国公私立の小学校全体の69.9%、中学校の63.0%、高等学校の81.5%、特別支援学校の小学部が62.4%、中学部が50.1%、高等部が62.9%という調査結果¹⁵であり、概ね上昇傾向にある。なお、学校図書館において12学級以上の学校では司書教諭の発令が義務付けられているが、11学級以下の学校では「当分の間」司書教諭を置かないことができることとされている。

公立学校における学校司書の配置状況は、小学校で72.0%、中学校で71.4%、高等学校で71.6%であり、こちらも概ね一貫して上昇傾向にある。一方、特別支援学校は小学部・中学部・高等部のいずれも約17%¹⁶という現状である。また、多くの学校司書が非常勤職員であり、複数校を兼務している学校司書も少なくない。

なお、図書整備や新聞配備、学校司書の配置に特に課題がある特別支援学校については、その要因、調査・分析を十分踏まえた対応が必要である。

各教科等での学校図書館の利活用については、学習指導要領の総則と国語、社会（地理歴史・公民）、美術、総合的な学習（探究）の時間、特別活動に明記されている。

開館の状況に関しては、「ほぼ毎日開館している」という調査結果¹⁷となっているが、実際には「鍵のかかっている時間帯が多い」「放課後などに使いたいのに開いていない」との声もある。また、利用状況に関しては、依然として貸出中心となっており、児童生徒が自由にゆったりと館内で本を探したり読んだり、宿題など自習をしたり、関心のあることや課題について調べたりするといった主体的な利用の仕方は十分になされていないとの指摘がある。

なお、地域住民からの学校図書館利用を望む声も挙がっている。

3) 地域の読書環境

地域住民を取り巻く読書環境の変化として、地域における書店の減少が挙げら

¹³ 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査結果」。

¹⁴ なお、「学校図書館図書標準」の達成、計画的な図書の更新、新聞の複数紙配備、学校司書の配置拡充を図ることを目的に、「学校図書館図書整備等5か年計画」を策定し、地方財政措置が講じられている。

¹⁵ 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査結果」。

¹⁶ 文部科学省「令和5年度公立学校における学校司書の配置状況に関する調査結果」

¹⁷ 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査結果」によると、公立学校における授業日数のうち開館日数の割合は92.3%であった。

れる。令和7年3月時点において10年前と比較した全国の書店数は約28%減少¹⁸し、地方公共団体内に一軒の書店も存在しない「無書店自治体」は27.9%という調査結果¹⁹もある。無書店自治体の増加の背景としては、来客数の減少、特に雑誌やコミック等の購読の減少による定期的な書店来訪者の減少、ネット書店との競合などが指摘されている²⁰。いわゆる「不読率」（1か月に1冊も本を読まない人の割合）の上昇、あるいは高止まりが指摘される中、偶然本に出合う機会となる「タッチポイント」が減少することは、読書文化の維持にも影響があると考えられる。

（2）今後求められる機能と役割

1）図書館～「読む」×「集う」×「学ぶ」＝「新たな地域共創」へ～

図書館の役割について、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月19日 文部科学省告示第172号。以下「望ましい基準」という。）では、貸出サービス、情報サービス、地域の課題に対応したサービス、利用者に対応したサービス、多様な学習機会の提供、ボランティア活動等の促進がうたわれている²¹。こうした「地域の知の拠点」としての活動を充実することは引き続き重要である。

今後は、これまでの活動充実に加えて、様々な資料や情報の宝庫である図書館らしい、図書館ならではの「場所」の活用を進めることが求められる。「場所」の強みを生かした活動については、これまでも「望ましい基準」における「多様な学習機会の提供」²²として、利用者及び住民の自主的・自発的な学習活動を支援するための講座、相談会、資料展示会等の取組が位置づけられている。

これらに加えて、子供の学習を支援する取組、不登校の児童生徒の学習を支援する取組、ビジネスパーソンの情報収集等を支援する取組、情報の確認の仕方を含むメディア情報リテラシーに関する取組、コンピューターリテラシー獲得を支援する取組、さらには、サードプレイスとしての取組、多様性を包摂した学び直しを支援する取組、創造的活動を支援する取組などが考えられる。

設備の面では、多様な「閲覧スペース」「個人学習スペース」の提供や、協働

¹⁸日本出版インフラセンター書店マスタ管理センター調査

<https://www.jpoksmaster.jp/Default.aspx>（参照：令和7年8月31日）

¹⁹令和6年8月時点。出版文化産業振興財団(JPIC)による調査結果であり、「BOOK MEETS NEXT2024」記者発表会にて公表された。

<https://www.jpica.or.jp/topics/2024/09/18/133641.html>

²⁰経済産業省書店振興プロジェクトチーム「関係者から指摘された書店活性化のための課題」。
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/contents/syoten_kadai_set.pdf

²¹「望ましい基準」第二 公立図書館 一 市町村立図書館 3 図書館サービス

²²「望ましい基準」第二 公立図書館 一 市町村立図書館 3 図書館サービス (五) 多様な学習機会の提供

的な学びのニーズに応える「グループ学習スペース」や「コラーニングスペース」²³等の充実、創造的な活動を行える「メーカースペース」²⁴やスタジオ等の充実を図ることが考えられる。これらは一例であり、いずれも図書館の状況に応じて提供することが肝要である。

施設づくりにおいては、学校や公民館等の教育施設や市役所・役場・支所等の行政施設、文化施設、スポーツ施設、社会福祉施設、民間商業施設等のほか、駅舎等との複合施設にすることで、利用者目線で人々が集いやすい図書館となる。また、施設一体でのイベント開催などは、相乗効果発揮の観点からも有効と考えられる。このような取組を通じ、公共施設の持続可能性の向上、地域の再生・発展につながることも期待される。さらに、利用者ニーズを踏まえた開館日や開館時間の設定も重要である。図書館が、こうした立ち寄りやすさ、居心地の良さを備えつつ、「読む」「集う」「学ぶ」という機能を総合的に展開することにより、「読む」ことが「学び」につながり、「学び」が人を集め、「集う」が新たな挑戦を生むこととなる。その連鎖の先に、新たな活動や価値が生み出され、地域の活力向上と持続可能な地方創生に寄与することが期待される。

2) 学校図書館～学びの深化を担い、一人一人の「好き」を育み「得意」を伸ばす居心地の良い学校の「中心」へ～

学校教育における「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」への効果的な対応を一層進めていくためには、学校図書館は読書センターとしての機能のほか、学習センターと情報センターとしての機能を強化する必要がある。「個別最適な学び」の実現には、豊富で多様な資料と機器、学習スペースを有する学校図書館の果たす役割は大きい。学校図書館は、「探す」「調べる」「読む」「覚える」「話す」「書く」「作る」「相談する」「議論する」「発表する」など、一人の学びにおいても、他者との協働的な学びにおいても、様々なプロセスで有用な空間である。

教科等の学びにおいては、テーマの理解を深め、様々な視点を取り入れ考察を行うために、資料や情報の利用は不可欠である。あらゆる教科等において学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現することが求められる。また、調べ学習や探究的な学習の実践における多様な資料・情報の利用に関する支援・指導を通じて情報活用能力を育むことが期待される。

²³ 複数の人が互いに学び合い、知識やスキルを共有しながら成長することを目的とした共同学習スペースを指す。

²⁴ ものづくりに必要な道具・設備・材料を共有し、利用者が自由に創作・試作・実験を行える共同作業スペースを指す。

さらに、学校図書館には、文学作品にとどまらず、ものづくりや科学技術を含めた幅広い蔵書や新聞・雑誌があり、これらを実際に手に取ることにより、読書の幅を広げると同時に、児童生徒一人一人の「好き」（興味・関心）を育み、「得意」を伸ばしながら、それらを原動力として学び、全体の動機付けを図っていく機能がある。これらにつながる取組として、「読み聞かせ」や「書評合戦（ビブリオバトル）」、読んだ本の書名等を記録する取組や読書記録のためのアプリ等が挙げられる。教員はこのような機能にも着目して、学校図書館を積極的に活用する必要がある。

教員は、魅力ある授業づくりのための教材研究や教材準備はもちろん、絶え間ない研鑽と教養の深化のためにも学校図書館は重要な場であり、そこに教員が読む姿、学ぶ姿があることは、児童生徒への好ましい影響も期待できる。授業担当のない時間等において、教員の学校図書館の積極的な活用が求められる。

加えて、特別な配慮を必要とする児童生徒のほか、特定分野に特異な才能のある児童生徒、不登校傾向の児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒なども含め、多様な子供を包摂する学びの場、全ての児童生徒がくつろげる居心地の良い場として、学校図書館は支援機能を発揮することが期待される。

このような役割に照らせば、学校図書館は、児童生徒の登校時から下校時まで常時開館し、児童生徒が最大限、読書や学びで自由に利用できるようにすることが必要である。そのためには、普通教室の近くに学校図書館を設けたり、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架したりする²⁵などの工夫も有効である。加えて、個人及び集団での多様な学習ニーズに対応できるよう、館内や隣接エリアへの個別学習ブースやラーニングコモンズ²⁶の設置も有用であるとともに、学校図書館の中に校内教育支援センター²⁷を設置することなども考えられる。

常時開館に向けては、館長である校長がリーダーシップを発揮し、すぐにでも一歩前進させることが重要である。人員の配置が必要な場合は、図書館ボランティア等の補助的な活用も考えられるが、利用する児童生徒への学習法等の助言や読書相談を含めたレファレンスの重要性を踏まえれば、児童生徒の声も聴きながら、学校設置者及び学校は、司書教諭・学校司書の常時配置に努めるべきである。

また、児童生徒が学校図書館に入るきっかけとして、マンガの本の学校図書館への配架は、本に触れ、幅広い読書に馴染む効果も期待できる。

学校図書館が学びの深化を担い、一人一人の「好き」を育み「得意」を伸ばす学校の「中心」となるべきことが、館長である校長と教職員、児童生徒はもちろ

²⁵ 事例集、事例1参照。

²⁶ 児童生徒が主体的に学び、協働し、情報を活用できるように設計された、開かれた学習支援スペースを指す。

²⁷ 学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋を指す。

ん、保護者、地域住民などに広く認知され、具体的な実践につながっていくよう取組を積極的に進める必要がある。

図書館・学校図書館は、前述のそれぞれの機能と役割のほか、地域や学校の実情、住民・利用者・児童生徒のニーズに応じて、様々な機能と役割を発揮することが考えられる。このため、各館の最適な在り方を、館長を中心に、主体的に検討することが求められる。

2. 全ての人に開かれた図書館サービスの構築に向けた方策

(1) ユニバーサルアクセスの実現に向けて

1. (2) で述べたような図書館・学校図書館の機能と役割は、全ての人に開かれたものとして発揮されなければならない。図書館・学校図書館は、来館者のみならず、来館困難者等のこれまで来館していなかった者も含め、誰もがサービスを楽しむことができる仕組みを構築する必要がある。このため、本有識者会議では、そうした誰もがサービスを楽しむ状態「ユニバーサルアクセス」の実現に向けた方策について議論を行った。

具体的な方策の柱は、電子書籍サービス等を活用した「ICT・デジタル化」と、多様な読者に対応するための「読書バリアフリー」である。

1) ICT・デジタル化への対応

社会全体で急速に発展するデジタル化の進展は、図書館・学校図書館においても例外ではない。

近年注目される電子書籍サービスの導入や資料のデジタル化が図られること等により、図書館のアクセスや時間の制約を受け利用が困難だった者にもサービスの提供が可能となった。

例えば、中山間地や島嶼部など図書館設置が困難な地域に暮らす住民にとっても、インターネットを介して電子書籍による読書機会を確保できる可能性が高まってきた。また、電子書籍については貸出・返却業務や督促作業の軽減など、運営面での効率化も期待される。

学校図書館においても、一部の地方公共団体では電子書籍サービスの授業利用も始まっているが、電子書籍の導入により、授業内で児童生徒全員が同一資料を閲覧しながら学べる活用方法が生まれるなど、授業改善への貢献が期待されている。また、登校日が限られる高等学校通信制課程においては、電子書籍の導入により読書機会の確保を期待できる。

一方で、電子書籍は紙書籍に比べ高価であり、導入のための費用や維持費用が負担となるため、自治体間で導入格差が生じることや、導入しても契約期間等があり蔵書として残らないことなどの課題がある。

今後の方向性～都道府県のリーダーシップによる共創～

電子書籍サービスやデジタルアーカイブの導入に際し大きな課題となる費用面に関しては、地域の広域連携等による費用分担が有効な方策の一つと考えられる。

例えば、長野県は「デジとしょ信州（市町村と県による協働電子図書館）」²⁸において県内全地方公共団体が協働し、コンテンツ費は各市町村の人口規模に応じて負担し、システム基盤や調整役を県立図書館が担うという役割分担により、共創するプラットフォームを構築している。また、福井県では「デジタルアーカイブ福井」²⁹を構築し、県文書館が運営主体となり、地域資料の総合的なデジタル化を目指している。

これらの事例は、都道府県によるリーダーシップと関係機関の連携が鍵であることを示している。なお、都道府県による電子書籍サービス導入に際しては、学校への展開も期待される。

電子書籍サービスの資料選定に当たっては、紙書籍との特性の違いを踏まえ、両者のベストミックスを考慮した方針等を策定することが極めて重要である。また、利用者が電子書籍を円滑に利用できるようにするためには、電子書籍リーダー等端末の整備・支援、操作支援も求められる。

2) 読書バリアフリーの推進

視覚による表現の認識が困難な者（以下「視覚障害者等」という。）に対する読書環境の整備を推進し、障害の有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化³⁰の恵沢を享受することができる社会の実現に向け、読書バリアフリー法が令和元年6月に施行された³¹。

同法に基づき、文部科学省及び厚生労働省により、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（以下「読書バリアフリー基本計画」という。）が策定され、令和7年度から第二期基本計画が開始している。ここでは、

²⁸ 事例集、事例2参照。

²⁹ 事例集、事例3参照。

³⁰ 文字・活字文化振興法（平成17年法律第91号）第2条に規定する文字・活字文化をいう。

³¹ その背景として、平成26年の国連における「障害者の権利に関する条約」の批准や、同条約の締結に向けて「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）をはじめとする国内法制度の整備が行われたことなどがある。また、平成25年に、世界知的所有権機関（WIPO）による、「盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約」（以下「マラケシュ条約」という。）が採択され、平成30年に我が国はマラケシュ条約を批准し、著作権法の一部改正も行われた。その際、衆議院・参議院の両委員会において、「視覚障害者等の読書の機会の充実を図るためには、本法と併せて、…（略）…当該視覚障害者等のためのインターネット上も含めた図書館サービス等の提供体制の強化、アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進その他の環境整備も重要であることに鑑み、その推進の在り方について検討を加え、法制上の措置その他の必要な措置を講ずること。」との附帯決議がなされたことが、その後の読書バリアフリー法制定の動きを加速化した。さらに令和4年5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（令和4年法律第50号）が公布・施行された。令和6年4月からは、障害者差別解消法の改正法が施行され、それまで努力義務だった民間企業における障害者への合理的配慮の提供が義務化されるなど、社会全体として情報保障への関心が高まりを見せている。

この読書バリアフリー基本計画を踏まえつつも、ユニバーサルデザインの実現を目指し、その対象者を配慮の必要な視覚障害者等に加え、外国人、高齢者、入院患者等へも視野を広げて捉える。

読書バリアフリー法で求める、地方公共団体における「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画」を策定している地方公共団体（都道府県、指定都市、中核市）は現在6割弱となっている³²。また、障害者サービスに関しては、担当職員の配置や研修の実施等において、地方公共団体間での差がある。

学校図書館においても同様の課題が見られ、特に特別支援学校においては蔵書の不足が顕著であり、司書教諭・学校司書の配置率の低さが児童生徒への読書支援の不足につながる懸念される。

今後の方向性～読書バリアフリー資料とサービスの拡充～

読書バリアフリー法及び読書バリアフリー基本計画における両図書館の役割やその重要性を再確認し、早急に人員配置等の体制整備を促進する必要がある。このため、文部科学省及び都道府県において、優良な取組事例の周知を図ることが重要である。また、文部科学省においては、地方公共団体における計画の策定を促すとともに、関連する基準やガイドライン等の改定を検討する必要がある。

視覚障害者等向け資料に関しては、視覚障害者等が利用しやすい書籍等³³の整備・提供体制を強化することが求められる。その際、国立国会図書館の「視覚障害者等用データ送信サービス」³⁴や、全国の点字図書館等が製作したデータを提供する「サピエ図書館」³⁵を積極的に活用し、利用者への周知と登録支援を行うことが考えられる。また、資料の製作が可能な図書館においては、これらのサービスへの製作データの提供を通じて裾野を広げることが期待される。こうした取組を通じて、視覚障害者等向け資料の提供及び製作を促進することが重要である。

また、視覚障害者等の図書館の利用や、視覚障害者等を含めて広く社会に読書バリアフリーの普及・啓発を進めるために、アクセシブルな書籍等について紹介するコーナーの設置を促進することも重要である。近年、アクセシブルな書籍等（点字図書、音声図書、大活字本等）の紹介コーナーを、例えば「りんごの棚」という名称で設置する図書館が増えてきている。

学校においては、学校図書館を活用した支援を充実するため、司書教諭・学校

³² 文部科学省「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況 概要」（令和7年2月1日時点）によると、「既に策定済み」が全体の50.4%、「現在策定作業中」が6.2%であった。 <https://kyouseisyakainomanabi.mext.go.jp/reading-barrier-free/reading-barrier-free-local/>

³³ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）第2条第2項及び第3項

³⁴ 事例集、事例4参照。

³⁵ 事例集、事例5参照。

司書の配置の重要性について周知する必要がある。特に、読書バリアフリー推進の観点からは、まず司書教諭が中心となり、学級担任や通級による指導の担当者、特別支援教育コーディネーター等の教職員と連携することの重要性について、効果的な実践事例を収集し、周知することなどにより、支援体制の整備を図ることが求められる。

日本語を母語としない外国人に向けては、多文化共生を担当する部署や団体との連絡・調整により、地域特性に応じた多言語資料の計画的整備、外国語・やさしい日本語による利用案内の作成・頒布やコミュニケーション支援ボードの活用等³⁶を推進することが求められる。

高齢者に対しては、これまでの大活字本、録音図書、音声読み上げ対応の電子書籍の拡充に加え、可変フォントや高コントラスト表示等のアクセシビリティ機能の周知・支援、外出困難者への宅配・訪問型サービスの拡充が重要である。

入院患者に対しては、院内図書室・院内教室との連携による配本や宅配、電話・オンライン相談、感染対策を考慮した電子書籍の提供等を組み合わせ医療ソーシャルワーカー等との協働による利用支援の体制化が考えられる。

3) ユニバーサルアクセスの実現に向けた方策

電子書籍サービスやデジタルアーカイブは、距離や時間の制約を超えた読書環境の整備や情報保障に資するものであり、読書バリアフリーの取組は、個人の特性に応じた読書推進と情報保障の有効な手段となる。従来の図書館サービスに加え、これらを取り入れることで、「ユニバーサルアクセス」へ近づくことが可能となる。

現在、多くの図書館・学校図書館が「ユニバーサルアクセス」の実現に向けた取組³⁷を進めているが、国や地方公共団体において速やかに講ずるべきと考えられる方策例は以下のとおりである。

速やかに取り組むべき方策例～事例共有とアウトリーチによる支援体制強化～

国は、全国の先進事例を体系的に収集し、報告書・ウェブサイト等で公開するとともに、全国の両図書館へ周知する。

都道府県においては、研修等を通じて域内の優良事例を共有し、読書支援機器の取扱いやサービスの質の向上を図る。また、域内の読書バリアフリー関連情報を集積し、ウェブサイト等で公表する。さらに、図書館未設置自治体の住民や来館困難者、視覚障害者等を含む多様な利用者が必要な情報に到達できるよう、広

³⁶ 事例集、事例6参照。

³⁷ 事例集、事例7参照。

域的な支援体制の構築を図る。その具体例として、市町村に対する図書館設置の促進、アウトリーチサービスの導入支援、電子書籍サービスやオンラインサービスの活用促進、施設やウェブサイト等のユニバーサルデザイン化に向けた助言・研修等が挙げられる。

市町村においては、読書バリアフリー関連の情報を一元化し、ウェブサイト等で公表することで必要な情報の一覧性を高める。また、地域の実情に応じて図書館設置を検討するとともに、来館困難者³⁸に対する移動図書館や宅配サービス等のアウトリーチサービスの充実、電子書籍サービスやオンラインサービスの提供、施設やウェブサイト等のユニバーサルデザイン化³⁹を促進し、多様な利用者が必要な情報にアクセスできる環境整備を図る⁴⁰。

また、図書館・学校図書館が取り組む方策としては、視覚障害者等を含む多様な利用者に対して、「2）読書バリアフリーの推進」で述べたことに加え、読書バリアフリー資料の提供、対面朗読の実施、拡大読書器や対面朗読室の設置、聴覚障害者等の利用を支援する機器の設置等⁴¹を推進する。これらの取組に関する図書館評価に当たっては、読書バリアフリー資料点数、対面朗読等のサービス実施回数、拡大読書器や対面朗読室等の整備状況、利用者満足度等の評価指標を設定し、公表を促すことなどが考えられる。

国、都道府県及び市町村は、これらの方策の実施体制を整備した上で、他の地方公共団体や図書館等と連携・協働することにより、互いの不足を補完し、サービスの充実を図る。

（2）対話と活動による地域の連携・協働の一層の推進

これまで述べた方策を講じるためにも、地域における多様な機関や団体との連携・協働が重要である。このため、本有識者会議においては、今後の図書館・学校図書館と連携・協働する機関や団体、並びにその推進のための具体的な方策について議論を行った。

1）地域におけるニーズの把握と課題解決の重要性

図書館・学校図書館の利用者のニーズが多様化する一方で、非利用者の潜在的なニーズは一層広範である。そのようなニーズの把握は容易ではないが、利用者

³⁸ 来館困難者として、障害者、高齢者、社会福祉施設等入所者、入院患者、矯正施設入所者などが挙げられる。

³⁹ 事例集、事例8参照。

⁴⁰ 図書館においては、認知症の人が安心して利用できる環境の整備にも留意する。

⁴¹ 聴覚障害者に対しては口話、筆談、コミュニケーション支援ボードによる対応や、字幕・手話付き映像資料の提供が挙げられる。

や非利用者との対話の機会の設定は、両図書館利用の増加や読書推進の鍵である。また、図書館職員が非利用者の潜在ニーズを予測して、新たなサービスを企画・提案することも必要である。

今後の方向性～図書館評価の分析を通じたニーズ把握～

図書館においては「望ましい基準」で、利用者、住民の要望を反映するため、図書館協議会の設置に努めることが求められており、未設置の地方公共団体においては、まずはその設置に努めるべきである。

両図書館においては、それぞれ望ましい基準、学校図書館ガイドラインで運営状況の評価と公表が求められていることから、その分析を通じてニーズ把握に努めることが重要である。このことに加えて、両図書館において、様々なテーマのイベント・講座・相談会を企画し、集う場を形成することが有効と考えられる⁴²。

これにより、多様な人々との対話を通じ、日頃、来館しない利用者へ両図書館の機能を周知するとともに、人々が抱える個別の課題を広くとらえることは、地域に共通する課題を抽出し、地方公共団体内の関連する部署や関係機関・団体との協働を充実することにもつながる。

また、個人に対する課題解決支援等は従来から図書館で実施されてきたが、今後、地域住民が地域全体の課題解決に取り組むために、図書館が「ハブ」機関となって、また、地域の知を循環させるための主体性と機能を強化することが求められる。そうした役割を円滑かつ効果的に果たすためにも、社会教育主事と連携しながら、図書館が常日頃から様々な関係機関・団体との連携・協働体制を構築しておくことが重要である。

2) 都道府県立図書館と市町村立図書館・学校図書館との連携推進

都道府県立図書館の役割は域内の図書館・学校図書館の発展にとって重要である。都道府県立図書館には、域内の図書館と域内の学校図書館を支援していくこと、及び市町村立図書館による域内の学校図書館支援を適切にサポートする体制を構築することが求められている。

今後の方向性～都道府県立図書館による計画的支援～

各都道府県内では、政令指定都市の図書館・学校図書館は比較的体制が整備されているものの、市町村立の図書館や学校図書館は予算・人員が限られていることも多いことから、都道府県がリーダーシップを発揮し、域内の各館が直面する課題の解決に資する支援を計画的に提供することが重要である。

⁴² 事例集、事例9参照。

恒常的な支援体制は、大規模災害発生後の迅速なサービス復旧にもつながるため、都道府県外の図書館・学校図書館とのより広域の連携・協働・ネットワークづくりも有効である。

また、日本語を母語としない外国人向けサービスや読書バリアフリー等の共通課題についても、連携の枠組みを構築し、それぞれの図書館が持つ知見と資源を共有しながら解決を図ることも考えられる。

3) 他機関等との連携によるサービスの拡充と学びの多様化

地域社会における課題が多様化・複雑化していることを踏まえると、課題解決に際し、図書館間、学校図書館間の連携のみでは不十分な場合があると考えられる。

今後の方向性～館種を越えた多様な恒常的連携～

図書館は、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携に加えて、地域の書店等の連携を進めることが重要である。

読書バリアフリーの観点でも、福祉部局、各学校及び学校図書館、点字図書館等との協働やサピエ図書館の活用等が有効である。

また、子供の読書推進に当たっては、子供の発達の連続性や校種間接続の観点から、地域の幼児教育施設と連携し、図書館や学校図書館を活用した交流を推進することが求められる。

これらの多種多様な連携・協働の基盤として、地域の実情や課題の内容により、連絡会・実務者会議の開催を定例化し、日常的な関係性を構築しておくことも考えられる。このことにより、迅速かつ継続的な課題への対応を可能とすることに加え、新たな取組の基盤となることも考えられる。

4) 文字・活字文化を共に支えるために～地域の書店との連携～

読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである⁴³。読書の重要性は広く認識されながらも、読書人口の減少と言われて久しい。SNSやスマートフォン等の普及も相まって、不読率の高止まりが指摘される中、主体的・自立的な読書を通じて、情報の真偽を見極める力の基盤である読解力、思考力、判断力を育成することが一層求められている。

⁴³ 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

このため、図書館・学校図書館は、主体的・自立的な読書を継続的に支える環境整備に向け、地域の書店・出版社、著作者等と連携し、地域に根ざした読書環境の醸成に取り組む必要がある。

読者が書籍に出合うタッチポイントとしては、両図書館や公民館図書室、児童館図書室のほか、地域の書店が挙げられる。このようなタッチポイントが存在するためには、出版文化を支える出版社や著作者の役割も不可欠である。しかしながら、出版不況、書店の廃業等で、全国の地方公共団体にはもとより書店が存在しない地域もあり、本に触れる機会が減少している状況にある⁴⁴。

加えて、図書納入の在り方については、未だ連携が不足しているとの指摘もあり、複本購入、図書館の新刊貸出による書店の売上への影響を及ぼしているとの声も引き続き存在している。こうした課題の解決に向けた取組が全国的に広がることが期待される⁴⁵。住民を読書に誘い、読書による豊かな生活を支える役割を担う関係者の共存に向けて、対話と協力の積み上げが不可欠である。

これらの現状や課題を踏まえ、今後取り組むことが期待される方策例は、以下のとおりである。

今後取組が期待される方策例～読書関連事業の協働、関係者間の相互理解～

読書環境の醸成に向け、図書館・学校図書館が地域の書店・出版社・著者等と連携し、地域特性を生かした連携事業の展開や、地域の書店からの図書購入、図書館の収集に関する方針の策定を実施する。

地方公共団体・教育委員会、図書館・学校図書館、書店、NPO等が参画する「協議会」を設置し、連携協働モデルを構築・普及する。併せて、読書へのアクセス確保、地域活性化、人材育成を推進する⁴⁶。

令和5年度に開催された「書店・図書館等関係者における対話の場」の議論のとりまとめにおいて「書店・図書館等の連携を図るためには、国において一定のルールを示すのではなく、関係者間の相互理解を積み上げ⁴⁷、協力出来るところから始めていくことが必要」とされたことを踏まえ、両図書館各館において具体的対応を進める。

5) 地域における読書推進人材との連携・協働

読み聞かせや対面朗読等のボランティアに加え、近年は絵本専門士や認定絵本

⁴⁴ 経済産業省、中小企業庁、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、公正取引委員会、文部科学省、文化庁、国土交通省「書店活性化プラン」。

⁴⁵ 経済産業省、中小企業庁、内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局、公正取引委員会、文部科学省、文化庁、国土交通省「書店活性化プラン」。

⁴⁶ 事例集、事例10参照。

⁴⁷ 事例集、事例11参照。

士、朗読指導者、JPIC 読書アドバイザー等、読書推進に関する専門人材が養成されている。これらの人材が図書館内外における読書企画等に参画することにより、多面的な支援が可能となることから、そうした人材の活用を進めることが重要である。他方、その活動地域・年齢構成の偏り、両図書館との連絡調整の基盤不足に起因する人材マッチングの難しさが課題として指摘されている。

今後の方向性～人材マッチングシステムの確立～

両図書館と読書推進人材をマッチングする仕組み（登録制度、データベース、相談窓口）を確立し、司書等と協力しながら連携・協働を促進する。読書推進人材の知見を活用し、書店・出版社との連携・協働にも波及させる。

活動の質担保のため、研修・評価・謝金水準の標準化を将来的に検討する必要がある。

（3）図書館・学校図書館を支える人材の充実

図書館・学校図書館が様々なニーズに応える広範なサービスを行うためには、専門的職員の役割が重要かつ不可欠である。このため、本有識者会議においては、今後の図書館・学校図書館を支える人材の配置の充実、並びに養成及び研修等の改善のための具体的方策について議論を行った。

1) 司書等の人材配置、養成・研修等の見直し

これまで述べてきた方策を実現するためには、司書・司書教諭・学校司書等の専門的職員の計画的かつ積極的配置が不可欠である。しかし、司書・学校司書の常勤配置は減少傾向にあり、学校司書の採用資格や雇用条件、勤務形態等には自治体間で大きな格差が見られる。さらに、司書・学校司書における非常勤職員の比率が高まる一方で、デジタル化への対応や読書バリアフリーの取組、地域課題解決に向けた他の行政分野等との連携・協働など、求められる対応は拡大している。

これらの対応には、広範な知識・技能が必要とされているが、非常勤職員の場合、職務内容や研修機会が限定されることも多い。仮に研修を受講しても、契約上、長期的育成につながりにくいといった課題が図書館現場から指摘されている。

司書教諭の配置についても、12 学級以上の学校については9 割以上の発令がされている一方、11 学級以下の学校では約3 割にとどまっている⁴⁸。

こうした課題を解消し、図書館・学校図書館が求められる役割を十分に果たしていくためには、専門的職員の適切な配置体制の整備や、資質・能力の向上のた

⁴⁸ 文部科学省「令和2年度学校図書館の現状に関する調査結果」。

めの養成・研修の在り方を見直す必要がある。図書館・学校図書館それぞれにおいて、今後現状を見直して取り組むべき方策は、以下のとおりである。

図書館

司書の専門性の維持・向上に関しては、採用・任用後の研修による知識・技能の更新に加え、任用前の養成の見直しも求められる。現行の大学等での司書養成課程に関する科目並びに司書及び司書補の講習科目（以下「司書科目」という。）は平成24年度の改正以降、見直しが行われておらず、各大学は現行科目の範囲で工夫を重ねているが、法定科目の枠組みでは、追加内容を盛り込むことには限界があるとの声もある。

このため、採用・任用後に求められる知識・技能（電子情報資源、DX、アクセシビリティ、デジタルアーカイブ、読書バリアフリー等）は、資格取得段階で体系的に履修できるよう、司書の養成内容を見直す必要がある。

また、司書の配置促進に向け、国において基準の設定を含めた、望ましい配置の在り方や司書科目の改定について検討することも必要である。

さらに、採用・任用後の継続研修については、都道府県立図書館、各地域の図書館協会（協議会）等図書館団体、教育委員会（教育センター等）による対面学習やeラーニング等を促進し、非常勤職員の受講機会も確保すべきである。併せて、実施する研修の内容の現代化も不可欠である。

加えて、人材の定着のため、キャリアパス（初任・中堅・専門・管理等）の明確化や、専門職資格の認定制度との接続⁴⁹も含めた人材育成の指針等の作成を検討すべきである。

学校図書館

学校図書館においては、司書教諭の学校図書館に関する業務時間が確保されていないことにより学校図書館の業務に十分に当たれないことや、学校司書の複数校兼務などにより配置時間が短時間となり、レファレンス相談等も可能な万全な形での常時開館ができないこと等も指摘されている。

学校図書館において、館長である校長、司書教諭、学校司書の基本的な役割は以下のとおりであり、これらの役割を改めて再認識しながら、各学校の実情に応じて適切な体制を構築することが不可欠である。

・館長である校長

学校経営方針の具現化に向け、学校種、規模、児童生徒や地域の特性な

⁴⁹ 日本図書館協会認定司書が一例として挙げられる。事例集、事例12参照。

ども踏まえた学校図書館全体計画を策定し、教職員と連携して学校図書館の管理・運営を統括する。館長としての自覚とリーダーシップをもって、日常的に学校図書館の図書等の環境や利用の状況を把握し、図書購入費等予算の執行状況も管理しながら、その整備に努める。

司書教諭がその職責を十分果たせるよう、最も適任な教員への発令に努め、学校図書館の業務時間の確保と校務分掌上の工夫等を図る⁵⁰。学校評価の中に学校図書館活用の指標を定め、学校図書館活用による授業改善を図る。

・ 司書教諭

学校図書館全体計画に基づき、学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案を行う。他の教員に対し、授業での学校図書館活用の働きかけ、学校図書館における教育指導法や情報活用能力の育成等についての助言を行う。

・ 学校司書

学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務である各校の教育課程に合わせた資料収集・更新や児童生徒への読書相談・学習相談を含めたレファレンスを担い、司書教諭や教員と協働して学校図書館を活用した授業や読書活動その他の教育活動を支援する。

館長・司書教諭・学校司書は、学校図書館の活用について、研修等を通じて、それぞれの役割に応じた専門性を高め、学校図書館の活用を不断に推進することが求められる。その上で、近年対応が求められているデジタル化や読書バリアフリーの推進に向けて、メディア情報リテラシーに関する研修の充実のほか、ICT支援員や福祉部局の担当者との恒常的連携を図ることが重要である。

安定的な運営の観点からは、11 学級以下の学校であっても司書教諭を発令することや、複数の司書教諭を発令することにより、業務時間の確保を図ることも有効である。

学校司書に関しては、専任化を含めた配置を促進し、蔵書構築や図書目録の整備のほか、調べ学習や探究的な学習、読書に関する支援などにおいても専門性を発揮することが望まれる。さらに、学校司書は、専門的職務に従事する立場として、例えば、著作権法の理解を深め、授業における電子書籍活用を支援することなども考えられる。

このほか、学校現場において司書教諭や学校司書とは別に、「図書主任」という役職を置く事例も見受けられるが、学校図書館の活用に関し、司書教諭の役割

⁵⁰ 「学校図書館法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成 26 年 7 月 29 日付け文部科学省初等中等教育局長通知）

を鑑みると、図書主任には司書教諭またはその経験のある教諭を充てることが望ましい。また、司書教諭に指導教諭、主幹教諭を充てることも、学校図書館の整備充実、多くの教科等における学校図書館の利活用を推進する体制として有効である。

2) 今後の図書館・学校図書館を見据えた人材基盤の強化

近年、図書館・学校図書館のDX、電子情報資源、読書バリアフリー等、様々な課題への対応が強く要請されていることを踏まえると、専門的なサービスを実施するために必要な専門的職員の積極的採用・任用も求められる。その際、館長や専門的職員は、各館の実情を踏まえて、社会教育主事と連携しながら地方公共団体の他部署や外部機関と協働するなど、より広い視野を持った対応も念頭に置くことが重要である。

また、今後の両図書館を担う人材基盤を強化するためには、司書科目、司書教諭講習科目、学校司書モデルカリキュラムの一体的見直しを検討する必要があり、今後の図書館・学校図書館に求められる機能と役割を見据えた内容を含めることが重要である。

図書館においては、新たな地域共創を担う役割を果たしていくために、図書館は「地域の知の拠点」を担う社会教育施設であるという再認識の下で、地域との連携・協働がこれまで以上に重要になることを踏まえれば、司書が地域におけるファシリテーターとしての役割を担うことも期待される。このため、司書の研修に地域共創に関わる内容を取り入れたり、司書による社会教育士の称号取得を奨励したり、あるいは、社会教育主事を中心とした社会教育人材ネットワークを活用することも考えられる。司書による社会教育士の称号取得の奨励に当たっては、図書館における社会教育士の役割や活動についての認知度向上を併せて図ることが望まれる。

3. 図書館・学校図書館に係る制度・基準の見直し

(1) 国において今後求められる対応

図書館・学校図書館が、前述の機能や役割を適切に果たせるよう、国においては「望ましい基準」、「学校図書館ガイドライン」(平成28年11月29日付け文部科学省初等中等教育局長通知)及び「学校図書館図書標準」を改定する⁵¹とともに、両図書館に関する法令の改正について検討する必要がある。

具体的な検討の観点としては、①デジタル化への対応強化、②読書バリアフリー対応の充実、③関係機関等との連携・協働の促進、④人材の配置・育成の充実、⑤その他、図書館・学校図書館に固有の課題への対応等が挙げられる。

さらに、前述のとおり、司書科目、司書教諭講習科目及び学校司書モデルカリキュラムについては、一体的な見直しを進める必要がある。その検討に当たっては、地方公共団体の実情に配慮しつつ、利用者である住民や児童生徒の視点や図書館・学校図書館が今後果たすべき役割を踏まえ、全体としての水準向上を図られるよう留意し、カリキュラムの再構成を図ることが重要である。

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実や探究的な学びの推進につながるよう、図書館及び学校図書館に関する強みや専門性を有する教員の養成を目的とした、関連科目の相互履修・認定等も視野に入れた検討が望まれる。

(2) 地方公共団体において今後求められる対応

地方公共団体においては、国の動向を踏まえ、図書館・学校図書館の運営に必要な予算確保、司書・学校司書の積極的採用・常勤職員の配置、司書教諭の確実な発令を進めるとともに、研修の在り方を適切なものに見直す必要がある。

人材の配置については、アウトリーチやユニバーサルアクセス拡充に伴う業務量を踏まえ、予算の確保や適切な業務管理、ボランティア・専門人材の活用ルールの整備を行う必要がある。加えて、館種や校種を越えた人的交流も有効である。

研修の内容・方法の充実を図る上では、図書館の評価や業務委託契約に研修の内容・方法に関する事項を盛り込むことで確実に実施されるようにすることや、広域連携による共同研修、経験や職階に応じた研修などを実施することも有効である。さらに、図書館には図書館協議会を設置するとともに、外部の視点も入れた評価の実施を促すことが必要である。

また、これまで述べてきたように、ユニバーサルアクセスの実現、地域におけるニーズの把握、地域における書店等を含む関係機関・団体との連携の枠組みの

⁵¹ 幼児教育施設等においては、図書に関する基準が設定されていない。発達段階に応じた読書推進を一層図るため、一定の基準の設定等を検討することが望まれる。

構築等を進めることが求められる。

学校図書館に関しては、各学校において、「学校図書館ガイドライン」に基づき、外部の視点も入れた評価⁵²を定期的実施されるよう促すことが必要である。なお、地域住民や保護者が学校運営に参画する学校運営協議会制度を活用し、学校図書館に関することを学校運営協議会における協議事項とすることなどにより、地域の視点を生かして運営の充実を図ったり、地域や外部機関からの協力を得たりすることが望ましい。

このような評価を通じて、「学校図書館図書標準」の達成、学校の実情に即した蔵書の適切な更新、開館時間の拡充など、利用環境の向上を図ることはもちろん、児童生徒目線の評価（読書・学習への関心・意欲・態度、学力の状況等）の観点から、教育活動全般の改善につなげることが重要である⁵³。

⁵² 「学校図書館ガイドライン」において、「評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目線の成果）・アウトカム（児童生徒目線の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。」と述べている。

⁵³ その際の評価基準として、全国学校図書館協議会が作成する「学校図書館評価基準」を参考とすることも有益と考えられる。

おわりに

本報告書は「図書館が拓く未来の学びと地域社会」と題している。ここでの「図書館」には、図書館・学校図書館を合わせ含んでいる。図書館・学校図書館それぞれの充実に向けた有識者会議は、これまでに数次にわたって開催されてきた。しかし、図書館と学校図書館を合わせ、図書館関係者・学校図書館関係者・出版関係者・学識経験者が一堂に会して地域社会の中での図書館の在り方として検討が行われたのは今回が初めてである。

そこで、「はじめに」以降の本文では、公共図書館を指す「図書館」と「学校図書館」は書き分けた部分が多いものの、共通する社会的役割や図書館ならではの「強み」と言える機能等については極力、「図書館・学校図書館」とするか、あえて主語を省いている。それによって、共に未来の学びと地域社会を拓く機能を担う場として位置付けている。

近年、読書バリアフリーの推進に向けたアクセシビリティの確保、ICTの活用による学習・読書活動の支援、地域の実情に応じた情報提供機能の充実等、図書館・学校図書館の双方において共通して求められる機能の強化が図られているところである。こうした状況を踏まえれば、地域の未来、学校（教育）の未来を担うイノベーターとして、国民の期待、とりわけ子供・若者たちの期待が高まっていることは間違いなく、強い追い風が吹いている。

本有識者会議では、そのような期待の風を感じながら図書館の今後の可能性をあり得る限り全てテーブルに載せ、未来志向の議論ができたと考えている。また、子供を含む図書館・学校図書館利用者の声を伺う機会も設けることで、多様な声を含み、本報告書へ併せてまとめることができた。御意見をお寄せくださった皆様には、この場をお借りして心から感謝申し上げます。

国・地方公共団体には、本報告書で提案されたことを、できる限り速やかに具体化し、同時にそのような動きを世の中に広く発信広報周知してほしい。もちろん本報告書の中には、国などの動きを待つまでもなく、各地域において、図書館自体と学校自体がすぐに実行に移せることも、数多く含まれている。特に、児童生徒にとって、その時間感覚では1年後も遠い先のことである。学校図書館の常時開館などは、来年度からとも言わず、館長である校長のリーダーシップにより明日からでも実行してほしい。

そして図書館のカギは人である。人材育成と同時にそのネットワーク化により、対話が一層進むことで、日本各地域社会で未来への学びの展望が共に拓き作られていくことを望みたい。そのためにも、図書館・学校図書館に関係する者一人一人が、本報告書の提言内容を自分事として捉え、関係する図書館・学校図書館の改善・充実策を主体的に考え、小さいことからでもすぐに取り組む。その積み上げが、結果として、大きな制度改革や充実策につながることは往々にしてある。

本報告書を契機に、全てのステークホルダーが一丸となって大きな帆を張り、期待の追い風を存分に背に受け止めることで、図書館・学校図書館の充実に向けて力強く前進していくことを願ってやまない。

事例集

事例1 学校全体を学校図書館に～学級図書館設置による子供の読書推進～

これまでも学校図書館は、専用の建物や部屋を設置することを基本としながら、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架したり、廊下にブックトラックを設置する取組も実施されてきた。

新潟大学附属新潟小学校の学級の中には、「学級図書館」という取組が実施されている。この学級図書館では教室の一角に設置され、教員や子供が選書した本を約150冊配架している。床にはジョイントマットと座卓を設置し、その場で座って読書ができるようにしている。さらに、壁には作者の情報、子供が作成したPOP、おすすめの本などを掲示している。このような学級図書館を設置することによって、子供の読書意欲を喚起することにとどまらず、子供と本、子供と子供とのつながりの相乗効果も得られる。

この取組において注目すべき点は、学級図書館の運営を子供に委ねていることにある。学級図書館の設置は教員が行ったが、その後は子供の声に応えながら、例えば本の選書やPOP作成などの運営を少しずつ委ねていき、自然な形で子供が創る学級図書館に移行していった。このような子供が主体的に読書活動を行うことにつながる学級図書館の設置は、今後の子供の読書を推進するグッドプラクティスである。



学級図書館の様子

事例2 市町村と県による協働電子図書館“デジとしよ信州”

長野県は県域が非常に広く山間部が多い。77の市町村には規模が小さい自治体も多く、地理的な条件による情報格差はコロナ禍以前から課題だった。公立図書館の設置がない自治体が全体の4分の1、書店のない自治体が約半分という読書環境の格差を解消することを目的の一つとして、市町村と県が協働して、全ての県民が等しく情報（本）にアクセスできる環境を作るため、デジタルを活用した連携を進めることとなった。①台風による水害やコロナ禍等の経験を踏まえ、来館しなくても図書館サービスが継続的に提供できること、②学校教育や社会の情報化の推進に図書館が寄与すること、③読書バリアフリーを実現することの3つを目標として電子書籍サービスの構築に取り組み、実現したのが、令和4年8月にスタートした市町村と県による協働電子図書館「デジとしよ信州」である。「デジとしよ信州」は、長野県先端技術活用推進協議会のもとに設置された検討ワーキンググループ（事務局：県DX推進課）の段階から、現在の運営委員会（事務局：県立長野図書館）に至るまで、市町村と県が協働して運営している。コンテンツ費は市町村が分担（総額の10%を77市町村で均等に負担。90%は人口に応じて負担し、選書も市町村が担う。人口割を入れているのは利用人数を考慮したためであり、選書の権利は全市町村が公平であるというルールを定めた。県立図書館は広域自治体の立

市町村と県による デジとしょ信州 協働電子図書館



トな関係性の中で、より良い電子書籍サービスに育てて行こうとしている。リアルな図書館の良さを知ってもらいきっかけにしたいという思いもあり、「デジとしょ信州」の利用IDは原則として図書館の窓口で発行する仕組みである（窓口のない自治体の住民は、オンライン等を通じて県立長野図書館で登録できる）。一方、学校での活用を進めるために、学校やクラス単位のID一括登録の仕組みを構築し、教職員向けのデモIDの発行も行っている。当初は小・中学校のみを一括登録の対象としたが、高等学校、特別支援学校やフリースクールでもIDを一括登録できるよう、利用要綱に特例を設けた。なお、利用IDには自治体コードと生年を埋め込み、自治体や年代ごとの利用統計が取れるようにしたことで、利用動向を踏まえた選書や広報が可能となっている。

こうした工夫により、「デジとしょ信州」は、従来の図書館利用者に加えて、これまで図書館を利用しづらかった層や、関心を持ちづらかった層に対しても、読書を楽しむ環境を提供することに成功した。

事例3 デジタルアーカイブ福井

「デジタルアーカイブ福井」は、福井県立図書館、福井県文書館、福井県ふるさと文学館の3館が共同で運営する、地域資料の総合検索・公開プラットフォームである。令和元年の運用開始以来、単なる「館蔵資料の公開」に留まらず、県内の歴史資料や文化財、行政文書、さらには民間資料までを網羅する「地域のデジタルアーカイブ」としての役割を強化してきた。令和7年4月からは文書館単館が管理運用するデジタルアーカイブに変更しながら、県立図書館・県ふるさと文学館をはじめとした県内13機関と連携し、地域におけるデジタル資源の集約・発信のモデルケースとなっている。

本サービス最大の特徴は、MLA（博物館・図書館・文書館）の垣根を越え、地域のデジタル資源を一括して集約・提供している点にある。古文書、古典籍、歴史的公文書から、近現代の新聞記事、県ゆかりの文学資料などをシームレスに検索できるため、利用者は「どの館が何を持っているか」を意識することなく、地域に関する情報を網羅的に入手可能となっている。また、文書館が中心となり、県内の市町や学校、民間団体などが持つ貴重な資料も「デジタルアーカイブ福井」を通じて公開できる体制を整えている

ことから、ICTリソースの限られた小規模機関でもアーカイブ化に参加できる工夫がなされている。

以上のように、「デジタルアーカイブ福井」は、各館が個別に蓄積してきた地域資料を、県域全体で共有・活用できる仕組みへと発展させてきた。いわば、従来の「点のアーカイブ」を、「面のアーカイブ」へと昇華させた取組である。

これにより、資料の散逸を防ぎ、地域の文化遺産を次世代に継承するための基盤が整えられた。また、図書館を含む教育施設・文化施設における地域資料のデジタル化において、各機関が単なる収集者ではなく、情報の「ハブ」として連携することの重要性を示している。MLA連携や、小規模機関も参加可能な公開基盤を整備した点においても、全国的に見ても極めて優れた好事例と言える。



「福井県鳥瞰図」（福井県立図書館貴重図書・福井県立図書館）
出典：『デジタルアーカイブ福井』

事例4 国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス

国立国会図書館（NDL）が提供する「視覚障害者等用データ送信サービス」は、NDLが製作・収集した音声D



みなサーチ

国立国会図書館障害者用資料検索

AISSY、点字データ、テキストデータ

等を、インターネット経由で承認館や個人に提供するサービスである（利用の際は国立国会図書館障害者用資料検索「みなサーチ」からアクセスする）。本サービスは、著作権法第37条に基づき、視覚障害者のみならず、上肢障害や発達障害（読み書き障害）等により「通常の活字の読書が困難な方」を広く対象としている。図書館が「送信承認館」となることで、利用者のニーズに合わせたデータの提供や媒体への複製が可能となり、情報アクセスの格差を解消する重要なインフラとして機能している。

図書館においては、例えば鳥取県立図書館が県内の市町村立図書館や特別支援学校をはじめとする学校図書館等と連携し、読書バリアフリーの推進に注力している。同県では、県内全ての特別支援学校が国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスのデータ送信承認館となっているほか、地域の点字図書館と協力し、機関の垣根を越えたサービス展開を行っている点が特徴である。

学校図書館においては、例えば島根県安来市立荒島小学校が挙げられる。荒島小学校では、児童生徒の1人1台端末の整備と、国立国会図書館における「わいわい文庫」（伊藤忠記念財団製作）のインターネット利用が可能になったことの2点から、当該サービスを導入し、特別支援学級で本サービスを活用した。また、従来の学校図書館シス

テムを併用して「わいわい文庫」を貸し出すサービスを構築している。

事例5 サピエ図書館

「サピエ図書館」は、視覚障害者や活字による読書が困難な方々に対し、点字・録音図書（DAISY等）のデータを提供する日本最大級の情報ネットワークシステムである。

厚生労働省の補助金を受け、日本点字図書館がシステムを管理し、特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会が運営し、全国の点字図書館や公立図書館、ボランティア団体などが連携して資料を登録・共有している。

令和6年現在、点字データ約27万タイトル、音声DAISYデータ約13万タイトル、テキストDAISYデータ約1万7千タイトルなどが蓄積されており、会員施設はこれらのデータをダウンロードあるいは貸出用CDなどのオンライン取り寄せを行い、利用者に提供できる。読書バリアフリー法の施行以降、活字の判読が困難な学習障害（ディスレクシア）や上肢障害を持つ方への支援インフラとしても、その重要性は一層高まっている。近年は、スマートスピーカーによる音声データ再生も可能となった。

例えば、京都市図書館ではサピエの会員施設として、自館に所蔵がないDAISY図書をサピエからデータをダウンロードしてDAISY図書を作成、またサピエ加盟施設の所蔵するDAISY図書・テープ図書・点字図書を取り寄せて、利用者に貸し出している。特筆すべきは、同市中央図書館を利用登録施設として指定し、個人が自宅でダウンロードして読書を楽しめるように「個人会員」の登録をすることで、サービスを利用できる点。また、DAISY図書再生機（DAISYプレイヤー）をお持ちでない方に、お試し用として無料貸出を行っている点である。これにより、来館が困難な利用者であっても、自宅にしながらDAISY図書等を利用できる環境を実現している。



事例6 多言語支援とコミュニケーションのバリアフリー

日本に居住する外国人が増加する中、図書館は地域の情報拠点として、母語による情報の提供や、日本語学習を支える役割を担っている。特に、専門用語を避け、分かりやすく整理した「やさしい日本語」の活用や、図や記号を用いて意思疎通を図る「コミュニケーション支援ボード」の導入は、言語にかかわらず誰もがサービスを享受するための必須のツールとなっている。

例えば、埼玉県では、令和6年末時点の県内在住外国人が約26万人を超え、県民の約28人に1人が外国人となっている。さらに、令和7年6月末時点では165の国籍・地

域の人々が暮らしており、地域社会の多様化が進んでいる。こうした状況を踏まえ、埼玉県立図書館では「図書館向け多文化サービスツール」を図書館ウェブサイトで提供している。このウェブサイトには、中国語・韓国語・ベトナム語・英語・ポルトガル語・スペイン語のほか、やさしい日本語による「指さしコミュニケーションシート」や利用案内を提供しており、今後多文化サービスに取り組む図書館に向けた「多文化サービススタート講座」研修資料や、実際のカウンター対応や資料収集方法等を解決するための具体策を示した「多文化サービスQ&A」も掲載している。県立図書館から県内の図書館へこれらの情報を提供し、知見を共有することにより、各地方公共団体でのサービス展開がよりスムーズになることが期待される。

●外国語資料（埼玉県立図書館）

<https://www.lib.pref.saitama.jp/collection/mcult/index.html>

事例7 図書館におけるオンラインサービスの進展と活用事例

デジタル技術の進展に伴い、図書館には「場所」としての提供に加え、インターネットを通じた「機能」の提供が強く求められている。特に令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、非来館型サービスの需要が急増したことを背景に、電子書籍貸出サービスや、利用者登録・施設利用予約のオンライン化が進んでいる。これにより、物理的な距離や開館時間に縛られない、公平な情報アクセス環境の整備が加速している。

例えば岐阜県図書館では、視覚障害者等を対象としたオンライン対面朗読サービスを実施している。

図書館の所蔵資料を実際の書架のようにウェブサイト画面上に表示する、いわばバーチャル書架については、東京都立図書館や梶原町立図書館（高知県）でも実施され、来館できなくても図書館の蔵書を疑似的にブラウジングすることも可能となっている。

●岐阜県図書館「目の不自由な方へ」

<https://www.library.pref.gifu.lg.jp/disabilities/visually-impaired/>

●東京都立図書館「Digital BookShelf」

<https://catalog.library.metro.tokyo.lg.jp/iLisvirtual/?keycode=2&type=1&count=100>

●梶原町立図書館（雲の上の図書館）「雲の上の図書館WEB本棚」

<https://kumonoue-lib.jp/index.php/bookshelf-top>

事例8 総合的なユニバーサルデザインによる読書環境の保障

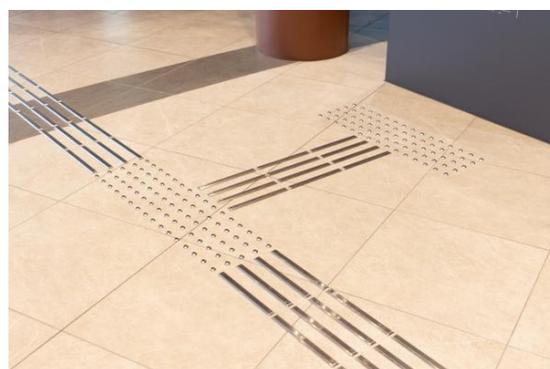
図書館におけるユニバーサルデザイン（UD）とは、単に障害者や高齢者のための特別な配慮を指すのではなく、施設、設備、ウェブサイトに至るまで、利用者が自身の身体的・言語的特性や利用シーンに縛られることなく、自立して等しく情報を取得できる環境を設計することを指す。

施設と設備のUDとして、石川県立図書館がある。令和4年に開館した石川県立図書館は、施設全体の設計から個別の設備に至るまで、徹底したUDが施された国内屈指の事例である。円形を基調とした大空間でありながら、床の段差を排除し、視覚障害者が迷わないよう床面の素材変化や点字ブロックが戦略的に配置されている。また、車椅子利用者やベビーカー利用者が快適に移動できるよう、通路幅は広く確保されている。また、「大活字本コーナー」や点字資料、LLブック（やさしく読める本）などを集約した「ユニバーサルコーナー」を設置し、読書補助具（拡大読書器、DAISY再生機等）を誰でも試せる環境を整えている。

ウェブサイトのUDとして、磐田市立図書館が挙げられる。同館のウェブサイトは、ウェブサイトのアクセシビリティに関する日本工業規格（JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」）のレベルAAに一部準拠している。音声読み上げソフトへの対応のほか、情報を構造化することで検索のしやすさを追求している。



段差のない床（写真提供：石川県立図書館）



館内の点字ブロック（写真提供：石川県立図書館）

事例9 潜在的ニーズの掘り起こしによるコミュニティ形成と図書館の役割

従来の図書館サービスは、来館者を対象とした満足度調査に偏りがちであったが、地域の課題解決やコミュニティの活性化を担うためには、図書館を日常的に利用しない層（非来館者）の生活背景やニーズを能動的に把握し、それらを反映した施策を展開することが不可欠である。

例えば岩手県紫波町の「オガールプロジェクト」の中核を成す紫波町図書館は、企画段階から住民との対話を重ね、地域のハブとしての機能を構築した事例である。

紫波町社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが中心となって実施される「ふれあいミーティング」において図書館も参加することで、来館者以外の人々が抱える課題を知ることができ、このことから図書館の企画展示のテーマに取り上げ、町民と

共有することもできた。

農作物への獣害に関する課題を抱える農家の人からの相談を受けながら、町役場の農林課からは獣害対策に関する説明会において参加者が集まらないという相談があったことを受け、図書館がこの課題に関する情報を関係部署、専門家、地域住民、JA、他市町村の担当者などから集め、企画展示とトークイベントを実施した。さらに、各地区の公民館へ出張し、関係部署や（一社）農山漁村文化協会とともに全国の対策事例などを学ぶ講座を実施した。その結果、一部の地域において、図書館の関連資料を活用して地域住民同士による勉強会を行うケースもあった。

また、館内を会話可能にすることや、普段図書館に足を向けない層のもとへ司書が自ら出向いて情報収集、提供を行うことで、利用者からの声やニーズ把握にもつながり、情報と人、人と人をつなぐ拠点として機能することとなった。

●紫波町図書館10周年記念誌

https://lib.town.shiwa.iwate.jp/download/pdf/20230520_01kinenshi.pdf

事例10 多様な主体が参画するネットワークを基盤とした連携協働による取組の実践

地域に根ざした読書環境の醸成に向け、文部科学省では令和7年度に「図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業」を実施した。本事業の委託を受けた三重県では、令和6年10月に発足した、多様な主体がつながるゆるやかなネットワークである「本よもうねっとMIE」を中心に、県内の読書環境の整備・改善を図っている。

「本よもうねっとMIE」は、作家・県立図書館長・書店商業組合代表・読書ボランティア等で組織する

「運営委員会」、読書に関わる多様な「会員（個人・学校・図書館・企業等）」、及び三重県教育委員会が担う「事務局」から成り、会員数は令和7年2月末時点で約500に達する。運営委員会と事務局が連携して企画・運営を行い、会員には情報発信等を行う一方、会員側からも地域の読書イベント等の提案を受ける双方向の仕組みを整えている。

この「本よもうねっとMIE」を基盤として、三重県では「わたしの好きな本大賞」（好きな本への思いを表現した「一言コメント部門」と「さし絵部門」を募集し、県民投票を経て大賞を決定）を実施。地域への愛着を育むとともに、新たな本との出会いを通じて読書習慣の定着を図った。実施にあたっては、「本よもうねっとMIE」のポータルサイトを通じて周知を図ったほか、書店と図書館が連携した検索サービスを提供し、サイト上に推薦本の一覧を表示することで、実際に本を手にとってもらうきっかけをつくった。



本よもうねっとMIE1周年記念イベントの様子

また、図書館や書店が乏しい地域における読書へのアクセス確保に向け、移動式本棚「旅する本棚」を作製した。製作は県内高校生が担い、「わたしの好きな本大賞」の大賞作品などを配架した本棚を、小学校や書店に設置した。日常的に図書館・書店を利用しにくい住民にも本に触れる機会を提供し、誰もが読書を楽しむことのできる環境づくりに取り組んだ。



「旅する本棚」

さらに、令和8年1月には発足1周年記念イベントをイオンモール鈴鹿で開催した。読書への興味・関心が薄い層にもアプローチできる商業施設の利点を生かし、メイン会場では絵本作家を招いた親子向けワークショップ、サテライト会場では県立図書館・古本屋・民間企業等によるブース出展を行い、さらに作家によるトークショーやサイン本の販売などを実施。立ち寄った人々が自然と本に触れる機会を提供した。また、書店の特設コーナーでは高校生によるビブリオバトルを実施し、興味を持った本をその場で手に取れるようにした。加えて、三重テレビとの連携により、県をあげた読書活動の取組を広く周知し、さらなる機運醸成につなげた。

このように、三重県では、多様な主体が参画するネットワークを基盤として、各分野の専門性と強みを活かした取組を実践している。地方公共団体・教育委員会、図書館、学校、書店、民間企業等が連携・協働し、地域全体で読書を通じたまちづくりに取り組むモデルの一つである。



メイン会場における親子向けワークショップの様子



絵本作家によるサイン会の様子

事例11 書店と公立図書館の共創～地域読書文化を支えるパートナーシップの展開～

出版不況や書店の減少という共通の課題に直面する中、書店と図書館が対立から協調へと舵を切る事例が増えている。図書館は「幅広い資料提供の場」を、書店は「最新トレンド提供と販売」を強みとしており、これらを融合させることで、地域全体の読書人

口の拡大と、知の循環（購入・借受・寄贈）の活性化を目指すものである。

例えば鳥取県書店商業組合は、鳥取県図書館協会の団体会員であり、組合の代表が協会理事として事業の検討に参加している。また、県内の書店員も多数個人会員として加入し、協会の活動を支えている。この協会が主催し、同組合と鳥取県立図書館等が共催して「本・書店・図書館にまつわるエピソード大賞」（鳥取県内の書店や図書館で、実際に自分が体験した本にまつわるエピソードを募集し、表彰）を実施したり、鳥取県教育委員会社会教育課主催の「中学生・高校生ポップコンテスト」では、鳥取県書店商業組合と鳥取県図書館協会が共催し、組合が推薦図書選定・審査、鳥取県書店商業組合特別賞を提供した。そのほか、鳥取県立図書館は県内の書店からの図書購入を原則とし、その割合は全体の約9割（令和6年度実績）である。

事例12 司書のキャリア形成と社会的認知度向上のために～日本図書館協会認定司書制度～

認定司書制度創設の契機は「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」（平成8年4月24日生涯学習審議会社会教育分科審議会報告）である。この報告では、今後、図書館は広範な情報を提供し、自主的な学習を支援する開かれた役割が、一層求められる中で、司書の業績、経験等が適切に評価されず、それが任用や処遇の面にも反映されるシステムがないことを課題として挙げている。そして「高度で実践的な能力を有する学芸員及び司書に対し、その専門性を評価する名称を付与する制度を設けることが有意義と考えられる」と制度創設を提起した。

その後「図書館職員の研修の充実方策について」（これからの図書館の在り方検討協力者会議報告、平成20年6月）では、研修の体系化と修了者への認定・名称の付与が言及されている。こうした経緯を踏まえて、日本図書館協会では認定司書制度を平成22年度に創設した。

認定司書制度は創設から15年以上が経過している。認定司書となるためには、司書資格取得後、10年以上の図書館勤務を必要とし、その間、研修受講等、一定の自己研鑽を積むことが求められる。それに加えて、論文の執筆も必要である。認定司書制度が長く運用されてきたことで、自己研鑽を積むことの必要性が司書に浸透してきている。同時に、認定司書が図書館界を牽引するようになっている。このことは、司書職の専門性を社会に認知させることにもつながっている。図書館における職員の役割の重要性は繰り返し指摘されてきたが、専門的職員の高度化に寄与する認定司書制度は、今後ますます図書館の発展に必要である。

參考資料

令和6年10月1日
総合教育政策局長決定

1. 設置の趣旨

図書館・学校図書館は、学習活動の振興や文化の発展のために幅広い活動を通して、社会の発展や学校教育の充実に大きく寄与してきた。人口減少・少子化の深刻化、デジタル化、グローバル化の進展等により将来の予測が困難な時代とされ、学校・社会の課題が複雑化・困難化する中、図書館・学校図書館は、今後より一層積極的な役割を果たすことが求められている。

このため、今日の図書館・学校図書館の現状や課題を把握・分析し、運営の充実に向けた検討を行う「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議（以下、「有識者会議」という。）」を設置する。

2. 検討事項

- (1) 学校・家庭・地域の連携による社会全体を通じた読書環境の充実について
- (2) 読書バリアフリー法の制定やICTの急速な発展等の社会変化を踏まえた図書館及び学校図書館の運営やサービス等について
- (3) 図書館・学校図書館の運営上の諸課題への対応について
- (4) その他、図書館・学校図書館の運営の充実について

3. 実施方法

- (1) 別紙の委員により、「2. 検討事項」に掲げる事項等について検討を行う。
- (2) 有識者会議には座長及び副座長を置く。座長は局長が指名し、副座長は座長が指名する。
- (3) 副座長は座長を補佐し、座長が有識者会議に出席できない場合は、副座長がその職務を代理する。
- (4) 必要に応じ、別紙以外の関係者に協力を求めることができる。
- (5) 有識者会議は原則として公開とする。ただし、有識者会議において非公開とすることが適当であると認めるときは、議事の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (6) 有識者会議において配付した資料は、原則として公表する。ただし、有識者会議を非公開とすることとされた案件に係るものについては、座長が有識者会議に諮った上で、当該資料を非公表とすることができる。

4. 実施期間

令和6年10月1日～令和8年3月31日

5. その他

- (1) 有識者会議の設置及び運営にあたっての庶務は、総合教育政策局地域学習推進課において行う。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に際し必要な事項がある場合には別に定める。

図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議委員名簿

(敬称略、五十音順、令和7年7月1日現在)

◎座長、○副座長

- ◎ 秋田 喜代美 学習院大学文学部 教授
- 池 内 淳 筑波大学図書館情報メディア系 准教授
- 伊佐治 裕子 松本市 副市長
- 伊藤 雄一 練馬区立谷原小学校校長、全国連合小学校長会 前環境整備等委員長
- 植村 八潮 専修大学文学部 教授
- 緒方 直彦 東京都立あきる野学園統括校長、全国特別支援学校校長会会長
- 紀之定 美知代 熊取町立熊取北中学校 司書教諭
- 小林 隆志 鳥取県立図書館 課長補佐
- 汐見 夏衛 作家
- 設楽 敬一 公益社団法人全国学校図書館協議会 顧問
- 曾木 聡子 公益社団法人日本図書館協会 専務理事
- 田井 俊行 目黒区立目黒西中学校 校長、全日本中学校長会 総務副部長
- 高橋 健二 静岡県立中央図書館 館長、全国公共図書館協議会 理事
- 土屋 文代 杉並区立高井戸第三小学校 学校司書
- 手塚 美希 紫波町図書館 主任司書
- 中村 慎也 一般社団法人全国高等学校PTA連合会 副会長
- 奈須 正裕 上智大学総合人間科学部教育学科 教授
- 野口 武悟 専修大学文学部 教授
- 花田 忠雄 神奈川県教育委員会 教育長
- 林 達也 東京都立八王子拓真高等学校 統括校長、全国高等学校長協会
- 堀川 照代 放送大学 客員教授
- 松木 修一 一般財団法人出版文化産業振興財団 専務理事
- 松本 直樹 慶應義塾大学文学部人文社会学科 教授

図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議 途中の経過

- 第1回 令和6年12月17日(火)
- 本会議の設置について
 - 図書館・学校図書館の運営の充実方策について
 - ・放送大学客員教授 堀川 照代 氏
 - 意見交換等
- 第2回 令和7年1月23日(木)
- デジタル社会に対応した図書館・学校図書館の運営充実の在り方について
 - 有識者からのヒアリング
 - ・専修大学文学部教授 植村 八潮 氏
 - ・筑波大学図書館情報メディア系准教授 池内 淳 氏
 - ・杉並区立高井戸第三小学校学校司書 土屋 文代 氏
 - 意見交換等
- 第3回 令和7年3月11日(火)
- 多様な人々のための読書環境の整備について
 - 有識者からのヒアリング
 - ・専修大学文学部 教授 野口 武悟 氏
 - ・東京都立あきる野学園統括校長、全国特別支援学校校長会会長 緒方 直彦 氏
 - 意見交換等
- 第4回 令和7年5月22日(火)
- これまでの主な意見のまとめについて
 - 読書推進人材の活躍機会の拡大について
 - 有識者からのヒアリング
 - ・国立青少年教育振興機構理事 伊藤 賢 氏
 - ・一般財団法人出版文化産業振興財団専務理事 松木 修一 氏
 - 意見交換等
- 第5回 令和7年7月17日(木)
- 図書館・学校図書館と関係機関等との連携・協働の促進等のあり方について
 - 有識者からのヒアリング
 - ・慶應義塾大学文学部人文社会学科教授 松本 直樹 氏
 - ・紫波町図書主任司書 手塚 美希 氏
 - ・鳥取県立図書館課長補佐 小林 隆志 氏
 - 意見交換等

第6回 令和7年9月2日（火）

- これからの子どもの学びを支える読書環境の充実について
- 有識者からのヒアリング
 - ・ 上智大学総合人間科学部教育学科教授 奈須 正裕 氏
 - ・ 熊取町立熊取北中学校司書教諭 紀之定 美知代 氏
 - ・ 静岡県立中央図書館館長、全国公共図書館協議会理事 高橋 健二 氏
- 意見交換等

第7回 令和7年10月7日（火）

- 今後の図書館・学校図書館に求められる人材の育成について
- 有識者からのヒアリング
 - ・ 公益社団法人日本図書館協会専務理事 曾木 聡子 氏
 - ・ 公益社団法人全国学校図書館協議会顧問 設楽 敬一 氏
- 「これからの図書館・学校図書館の運営の充実に向けて」報告書骨子案について
- 意見交換等

第8回 令和7年11月14日（金）

- 「図書館が拓く未来の学びと地域社会 ～これからの図書館・学校図書館の運営の充実に向けて～」（報告書骨子案）について
- 意見交換等

第9回 令和7年12月18日（木）

- 「図書館が拓く未来の学びと地域社会」（報告書案）について
- 意見交換等

第10回 令和8年2月25日（水）

- 「図書館が拓く未来の学びと地域社会」（報告書案）について
- 質疑応答等